

安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

安芸高田市消防手数料条例(平成 16 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条関係)			別表第 1(第 2 条関係)		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の額

一 (略)			一 (略)		
二 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	二 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査
		<p>アからエまで (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000 円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000 円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000 円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000 円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000 円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000</p>			<p>アからエまで (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000 円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000 円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000 円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000 円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000 円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000</p>

		キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000 円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000 円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000 円</u> カからシまで (略)
	3 (略)	
三から九まで (略)		

備考 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の額
一から八まで (略)		
九 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア (略) イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、十の項及び十五の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製

		キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000 円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000 円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000 円</u> カからシまで (略)
	3 (略)	
三から九まで (略)		

備考 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の額
一から八まで (略)		
九 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア (略) イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。____十の項及び十五の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製

造をするもの

次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)

- (1) 処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備 91,000 円
- (2) 処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備 75,000 円
- (3) 処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の設備 60,000 円
- (4) 処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備 44,000 円
- (5) 処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備 27,000 円
- (6) 処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備 21,000 円
- (7) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備 16,000 円
- (8) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 13,000 円
- (9) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 11,000 円
- (10) 処理容積が 100 立方メートル以

造をするもの

次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 \_\_\_\_\_

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- (1) 処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備 91,000 円
  - (2) 処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備 75,000 円
  - (3) 処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の設備 60,000 円
  - (4) 処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備 44,000 円
  - (5) 処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備 27,000 円
  - (6) 処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備 21,000 円
  - (7) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備 16,000 円
  - (8) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 13,000 円
  - (9) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 11,000 円
  - (10) 処理容積が 100 立方メートル以

		上 200 立方メートル未満の設備 7,400 円 ウ (略)			上 200 立方メートル未満の設備 7,400 円 ウ (略)
十から十二まで (略)			十から十二まで (略)		
十三 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	九の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額(高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100 円)	十三 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	九の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額(高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100 円)
	2 から 4 まで (略)			2 から 4 まで (略)	
十四及び十五 (略)			十四及び十五 (略)		
別表第 3 (略)			別表第 3 (略)		

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。